

第六回国会 衆議院 観光事業振興方策樹立特別委員会 議事録第六号

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 栗山長次郎君

理事 今村 忠助君 理事 岡村 利右衛門君

理事 河野 謙三君 理事 品山 鶴吉君

理事 洲上 房太郎君 理事 久保田 鶴松君

理事 高橋 清治郎君 理事 柄澤 ゑろ子君

理事 山本 利壽君 理事 高倉 定助君

石原 圓吉君 岡西 明貞君

高木 吉之助君 松永 佛骨君

藤田 義光君 増田 連也君

永井 要造君 木下 榮君

出席政府委員

運輸事務官 間嶋 大治郎君

(観光部長)

委員外の出席者 飯島 稔君

厚生事務官 飯島 稔君

本日の会議に付した事件

国際観光ホテル整備法案起草に関する件

○栗山委員長 ただいまから会議を開きます。

かねてから御懇談の形式で御審議をいたしておりました国際観光ホテル整備法案に關しまして、厚生委員会から御意見の申入れがござります。この要

点を御披露申し上げ、回答について御協議をいたしたく存じます。

十一月十六日付をもつて、厚生委員

長堀川恭平氏から本委員会委員長にあ

て送付されました意見書の趣旨を申し

上げますと、この法案は大規模かつ高

級のホテルに厚くして、一般ホテルに

軽くはないかという御意見が第一点で

あります。第二点は現在旅館業法があ

つて、それによつて旅館、ホテルを取

締つておる、そういう厚生省の立場と

抵触しはせぬか。第三点は国立公園内

にホテルや旅館があり、また温泉地帯

にホテルや旅館があるので、厚生省と

してはこれらに關し多大なる關係を持

つておる。こういう点について考慮を

促したい。大体この三点でございま

す。

第一点につきましては、本委員会に

ついて、委員各位が御議論なさいましたように、この法案をつくり出すのは、決して大ホテルの事業家を益するといふためではございせん、ホテル業が観光事業の中核をなしますため、外貨の獲得に資するホテル事業を、海外の競争にたえ得るようなものにしよといふ趣旨に出でおりますことは、御審議なさいました皆様の御了承の通りであります。第二点につきましては、旅館業法は公衆衛生の見地から施行されておるものでありまして、主として公衆衛生に關する規定であります。本法の目的とするところは、外貨獲得にたえ得るホテルを助成しようといふのでありますから、第二の厚生委員会の御意見は私どもとは同調いたしておりませんようであります。第三点は、これは日本全国にわたる右の目的にかなうホテルの助成法でありまして、それが国立公園内にありましよう、また国有地内にありましようとも、本委員会としては差別をして扱つておらないといふ点が、今までこの委員会が審議

された御趣旨と対照して考えられる点でありますので、それにかんがみ、理事の方々とお諮りをいたしまして、これに対する回答の案文を用意いたしておりますから、御披露いたしまして、御審議をお願いいたします。その案文を朗読させていただきます。

国際観光ホテル整備法案に關する申入れに対する回答

十一月十六日付国際観光ホテル整備法案に対する貴委員長からの御申入れ事項については、本委員会において審議した結果、御申入れの趣旨を体し、本法の実施にあたつては、

一、厚生行政と重複しないよう留意すること

二、厚生、運輸両省間の緊密な連絡をはかり、行政上支障なきよう期すること

三、本法に基く諸手續をできるだけ簡素化すること

以上の三点につき、本委員会から運輸大臣に対し通告して、貴委員会の御申入れの趣旨に沿うようにした

い。なお御指摘の三点については本委員会の考えるところを左に申し添

える。

というので、ただいま私がいつま

んで申しましたような本委員会の真の

意図について、三箇條にわたつて説明

を加えておるのが、用意いたしました

回答の案文でございます。これにつ

いては御審議を煩わしたく存するので

ありますが、かような案文でよろしゆ

う。ございましょうか、いかがござ

いましょうか。

○石原(團)委員 今申し上げるのが適

当かどうか知りませんが、ホテルの登

録と申しますか、権限の問題でありま

して、私の所の伊勢、志摩国立公園

は、今ホテルの建設に着手しつつあ

るのであります。これは従来全部と言

うていいほど、厚生省との連絡にな

つておるのであります。そういう關係

から、ホテルのうちの国立公園地帯に

建設されるものについては、ぜひとも

厚生省も運輸省と同一の権限を持つ

よう、願わくば単独に厚生省がその

権限を持つことを希望するのであります。

この観光事業の各部門が、各官省に

わかれておることにはなほだよくない

ことであつて、將來いづれは建設省の

部門も、運輸省の部門も、また厚生省の部門も、観光事業に關しては、行政機關は一元化する方がよいと私自身は考へておるのであります。そういう時期を招来する意味において、さしあたり支障のないように、このホテルに対しては厚生省も共管と申しますか、発言権を持つて行けるような制度にした

い、こういう意見を持つものでありま

す。

○栗山委員長 ほかに御意見ありませ

んか。

○品山委員 ただいま石原委員が言

われたことに私は同感する点があり

ます。それはこのホテル設置の法案に

對しまして、各方面の意見を綜合いた

しますのに、今石原委員が言われたと

同じく、各省で勢力争いをしてること

は、いまさら言うまでもないと思

いますが、この法案をつくることとは

国会において始めてのことでありま

して、この委員会の性質といたしま

して、もちろんこれを遂行することを希望するものでありますけれども、この際のはなるべく摩擦を起さないように、相互の円滑化をはかつて、特に進めていきたいと思います。ただいま委員長から回答書の言葉を聞いたので、あらかじめわかつてはありますが、今後の立場におきまして、これを今回の法律として出すにあたつても、なるべく円滑を主として、この機会にりつぱにこれを遂行したいと思つたといふことを、私は念願するものであります。同時に厚生省の国立公園方面の意見を聞きますと、この際は厚生省の主管であるから、運輸省、運輸大臣という言葉はとも困るという話もしばしば聞かれておりますけれども、私は厚生省に對しまして、こういうことをいつか言うております。なるほど旅館行政の取締りは厚生省がやつておることは知つておりますが、この扱い方法については、非常に薄弱なところがある。われわれ業者の立場からいいたしましても、非常に欠けておる点があるといふことを数認めておるのであります。こういう点から考えましたときに、外客を吸引するような観光ホテルの場合は、運輸省が今まで積極的にあらゆる点に犠牲を拂い、またその方面のオーソリテイであるといふことを、私どもは業者の立場から認めておりますので、この



が引かれております。その他文部省の史蹟、名勝、国宝、天然記念物に関する観光事業もありましよう。道路を中心とした観光事業もありましよう。これらは観光事業という字は使っておりましようけれども、それ／＼その所管に従ひまして、建設省あるいは文部省で所掌いたしておるわけでありましよう。ただホテルの問題につきましても、従来所管がはつきりいたしておりません。しいてあつたと申しますならば、旅館業法というものがあつて、これは厚生省の所管になつておりました、主として環境衛生並びに食品施設の衛生取締りの面に重点が置かれております。それでホテルの環境衛生方面、並びに食品衛生方面における所管は厚生省であり、また建築その他の関係におきましては、建設省であるといふことが言えるのであります。ただいま国際観光ホテル整備法案というものを見ますと、この所管が一応運輸省に行くとすることになつておるのであります。この国際観光ホテルの所管につきましては、従来いづれともきまつておらなかつたし、むしろ厚生省において、旅館業法の一環として運営して行くべきものが、運輸省の所管になるといふことにつきましては、現在の設置法の建前から、相当疑義があるのみならず、また国立公園並びに温泉に関する観光事業として、主たるものはホテルその他の観光施設であります。これらのものは厚生省でやつておることにかかわらず、運輸大臣の権限となることについては、現在の国家行政組織法に基く各省の権限配分を著しく乱すものでありまして、ます／＼将来に権限争いの禍根を残すものではないかと、われわれは考へております。

これでは考へるのであります。従ひましてこの点は本国会の権威において、現在の行政機構の範囲において、適正に運営の円滑を期するように運ばれることが、最も適當ではないかと考へておるわけでありましよう。

○藤田委員 ただいまの国立公園部長の御答弁は大體了承いたしました。国家行政組織法及び各省設置法によりまして、各省の権限を拜見いたしますと、たとえば国際観光ホテルの場合におきましては、外客を目的の地まで輸送する、あるいはバスで旅館の玄関まで送ること、あるいは運輸省の所管であるが、ホテルそのもののいわゆる施設面は、厚生省が扱つておるというふうな明快な御答弁でございまして、しかりとしますと、この整備法案は、大分二大法律に背反するといふような懸念がございまして、われ／＼は最高機関の一員として、もしこれに法律的な疑義があるといたしますと、簡単に決定しては、悔いを千載に残すという危険が多分にあるわけにございまして、特に国立公園部長の御答弁と、過般の大蔵省国税局及び自治庁財政部の事務官の答弁によりまして登録税、遊興税、家屋税等に、税法の建前から相当疑義があるようございまして、こゝういふ点いかに合法的に明快なる解釈を下されておるか。この法律案がもし通過した場合に、これを所管されようとする間嶋観光部長の御意見を簡単に伺いたいと思ひます。

○間嶋政府委員 ただいま厚生省から御答弁がございしましたが、私どもの立場から御説明申し上げますと、運輸省のやつております観光行政を現わします場合に――従来観光という語は非常に広く解釈されておりました、観光

に關連する行政といたしましては、たとえば文部省の史蹟名勝、天然記念物、あるいは建設省の観光道路行政、その他非常に広い範囲に關係がございしますが、そういうものを含む意味ではなくて、運輸省で従来やつております固有の観光行政というふうなものを、つきりいたしますために、設置法の際に運輸に關連する観光という言葉を用いたのであります。この言葉の意味は、結局運輸を基礎として成立つものでございまして、観光客を誘致し、輸送し、これらに關連して観光事業の發達、改善、調整をはかる、あるいはまた観光地、観光施設を調査し、改善する、また外客を呼びますために、観光宣伝をするといふような内容を含んでおると、私もこれは解釈いたしておるのであります。

○藤田委員 ただいま観光部長の御答弁を拜聴いたしますと、大分厚生省の権限と競合する面が出て来るだらうと思ひます。法律解釈の問題は非常にむづかしいことでありまして、われ／＼はつきりした判断を下すことは困難でございまして、ただいま観光部の、運輸省の観光行政の一般観念の御説明がありました。それから特別に一つのおきを持つておる、たとえば国立公園法に基く国立公園行政区域内の観光事業に關しまして、今の一般解釈をそのまゝあてはめて適用していかうか。たとえば温泉とか国立公園地区内といふものは、あくまで本来の国立公園部で担当すべきか、あるいはその面まで運輸省の観光事業の一般観念を広めて解釈していかうか、観光部長の御意見を伺いたいと思ひます。

○間嶋政府委員 その問題につきましても、もちろん国立公園法に基く厚生大臣の権限があるわけでありましようが、この点に關しましては、何と申しますか、国立公園地域内は、行政が二重に、あるいは三重になつておるというように、考へていただいていいいのではないかと考へております。たとえば国立公園法によりまして、国立公園事業といふものがありまして、いろいろの施設その他もちろん含んでおりますが、しかし、たとえば道路の問題あるいは鉄道の問題になりまして、これは道路法があり、また地方鉄道法、軌道法があるというわけでありまして、国立公園法は国立公園の建前から特別の地域を指定いたしまして、風致の保存の必要があれば、その見地から行政の権限を及ぼすといふふうになつておるのであります。結局国立公園法といふものが制定された建前は、ほかの法律と違ふところ考へたものでありまして、両方の立場から考へたものは見るべきものであると、私もこれは考へておるのであります。

○藤田委員 ただいま観光部長の御答弁によりまして、この整備法案が通過いたしました際には、新たに、たとえば国立公園地区内のホテル業者に対する広範な新しい一つの監督権と申しますか、官庁の監督権が擴張される。従ひまして業者は各省各官庁の監督行政の指揮下に入るやうなことになるおそれがあるいはないか。民主主義の立場から言いますと、なるべく自律的な業務の運営といふことが、民間企業においても必要だろふと思ふのであります。その際におきまして、この整備法案によりまして、国立公園行政、道路行政、その他所管官庁の監督

権以外に、新たに広範な一般大衆への指揮監督権が加わるというふうな、われ／＼は解釈するのであります。この点に關しましては観光部としては、この大きな特権によりまして、一般大衆の負担義務が非常にプラスされるといふように、この法律案を解釈されるのか。これは非常に微妙な点でございまして、ホテル業者はこの幾多の特権に一応喜んでゐるだらうと思ひますが、反面非常に嚴重な義務がいろいろ規定されております。この点ホテルに關する監督行政は、すべて観光部で掌するといふやうなことを、はつきりこの法律にうたうことはできないものかどうか、お伺いしたいのであります。たとえば食品衛生の監督その他もすべて、この整備法によつて観光部が所管することが出来る自信があるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○間嶋政府委員 この法律は、この委員会が慎重御審議になりまして、外客誘致のために宿泊施設を整備するといふ趣旨でございまして、これはかねがねホテル業界から、国際競争にたいして強い要望もありました。また外国等におきまして、こゝういふやうな助成策を講じておられますので、われ／＼といたしまして、この程度のことをしなければ、日本のホテル事業は發達しないといふ見解を持つております。非常にけつこつな内容を持つておると考へてゐるのであります。またこの法律の内容を拜見いたしましたも、特に運輸大臣が大きな権限を持つといふふうな建前には、なつておらないと解しているでございまして、一定の基準が

設けられまして、その基準にマッチしたものは、登録しなければいかぬという義務を負っているものでありまして、登録されずとも、自動的にそのホテルは、この法律に定められたある種の利益を得るという建前になっておりまして、また運輸大臣の監督権というものは、内容を拜見しますと、さほどないように考えておるのでございます。また最後の御質問の、こちらで衛生面まで全部やる自信があるかという点でございますが、私ももといたしましては、もちろん厚生行政には経験がございませんで、厚生行政は厚生省で所管するのが当然であろうと考えるのであります。もちろん一つのホテル事業を、あらゆる面から見まして指導、育成、監督するということが起り得るわけでございますが、そういった点はお互いのできるだけ連絡協調いたしますとともに、また諸手続等はできるだけ簡素化したしまして、この法律の適用を受ける業者のめんどろを、なるべく少くするという方向に持つて行かなければならないと考えておる次第でございます。

○松永委員 実は昨日厚生委員会におきまして、この問題に対する厚生委員長あての栗山委員長からの御書簡によりまして、厚生委員会がいろいろとあらゆる角度から審議をいたしたのでありますが、その結果一つの観点を見出しまして、委員長あてに申入れをしたのであります。その申入れの御回答を待つて、さらに厚生委員会を開いて、厚生委員会としては当委員会に合同審議の申入れを行うというふうなことを、きのう朝決議され、厚生委員会は散会し、栗山委員長あてに申入れがあつた

はずだと思ひますが、そのことについて委員の方にはお諮りになつたのでありますでしょうか。

○栗山委員長 ただいまお諮りしておるものがそれなであります。それに端を発して、今お聞きのような質問に答へ展開したわけでありまして、それでお諮りいたしますが、冒頭に要旨を御報告申しました通りの御意見が、厚生委員会から当委員会に対して申し入れられております。それに対する回答の本文を朗読いたしましてお諮りをしておるのであります。これはいかかと思ひはからつたらよろしゅうございませう。

○藤田委員 議事進行にも関連いたしますが、ただいま松永委員のお話によりまして、委員長の本委員会の回答によりまして、さらに向うから申入れがあるかもしれぬというふうなお話でございますが、回答するならば、なるべく厚生委員会も納得するような、すつきりしたものを考え願ひたい。また各委員の意見もいろいろ出ましようが、厚生委員会の立場も十分考慮されまして、御判断になりますようにお願いしたいと思ひます。

なお委員長名でいただきました公文書によりまして、本日採決をしたいというふうな委員長の御意向のようでございますが、先ほど栗原委員、松永委員の御発言あるいは栗山委員の御発言もありましたように、本法案にしましては、各種各様の問題もあるようでございます。なるべく正式委員会において審議を盡しまして、今期一ぱい十分論議いたしまして、採決に移されるようにお願いしたいと思ひます。

○栗山委員長 皆さんにお諮りいたします。ちよつと速記をやめて御懇談を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 それでは速記をやめてください。

〔速記中止〕

○栗山委員長 冒頭に付議いたしました厚生委員会からの意見書に対する回答でございますが、この回答を出したものの、回答を出すに、合同審査という形式をとることにいたします。その点について御意見を伺ひます。

○今村(忠)委員 ただいま委員長からの御提案であります。それは合同審査をするとかしないとかいうことをきめずして、一応委員長一任といたしまして、先方に文書で出さるなり、口頭で回答をするなり、他の方法をもつて折衝されるなりして、とにかく厚生委員会の方の納得といひますか、了解を得て、この国際観光ホテル整備法案というものが成立するようになりたいと思ひます。あつて委員長に一任したいと思ひます。

○栗山委員長 たいへん巾のある動議でありますけれども、意見書が来ている以上、これに対して回答をするかしないかというところは、委員長一個の意見ではきめられぬことであります。

○松永委員 これは一応厚生委員長から申入書が来ていることでありますから、委員会にお諮り願ひまして、皆さんの御賛同があれば、やはり御回答願ひまして、厚生委員会としてそれが納得できて、まことにけっこうでございますという回答があれば、ただちに採決に入るといふと思ひます。

われ／＼委員は、この管轄が運輸省であらうが、厚生省であらうが、さうなことはあえてかまわない。委員長もおつしやる通り、観光局というものができまして、これが一元化される日の早からんことを切望するものであります。決してわれ／＼は官僚のなわ張り争いにタツチして、一方的の解釈をもつて論議しようとするものではないのであります。

ただ、そうでなくとも複雑な行政機構を、一元化する上におきまして、さらにホテル行政が運輸省の監督をも受けるということについては、どうだらうというものが厚生委員会の意見の中心点であります。その点、委員長から一応文書で回答書をお渡し願つた方がよいのではないかと考えます。いかがでございますでしょうか。

○藤田委員 先ほど今村委員の発言がありました様に賛成いたします。その申入れの処理の問題及び合同審査に対する委員の全般の空気から、委員長が適当に判断の上処理されまして、しかる後に後日本委員会を開いて、その間の報告をお願いしたいと思ひます。本日は採決を中止されまして、散会していただきます。

○栗山委員長 両委員から御動議がございまして、それでは不敏ではあります。委員長において善処をさせていただきます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 それから、散会の御希望がありますが、大蔵委員等の、非公式な見解ではありますけれども、見解がこちらに反映しておりますので、採決というものは別問題といたしまして、もう一歩進めての法案についての御審議が、私としては望ましいのであります。しかし三時から本会議がありますので、明日は午後一時から本委員会を開くことにいたしまして、本日はこれで散会いたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 それでは本日はこれ

散会いたします。

午後二時四十分散会